

郡上市合併・市制施行 20 周年記念協賛イベントに係る取扱要綱

(総則)

第 1 条 郡上市合併・市制施行 20 周年記念協賛イベント（以下「イベント」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(イベントの内容)

第 2 条 イベントは、「郡上市合併・市制施行 20 周年 郡上の明るい未来は私たちの手で！ ～ずっと郡上 もっと郡上～」の趣旨に合うものであると同時に、次いずれにも該当するものとする。

(1) 郡上市合併・市制施行 20 周年記念の推進に資するもの

(2) 郡上市後援等の許可事務に関する要綱（平成 18 年郡上市訓令第 23 号）の趣旨に合致するもの

(便宜供与)

第 3 条 協賛の承認を与えたイベントの主催者に対しては、次に掲げる便宜供与を行うことができる。

(1) 郡上市合併・市制施行 20 周年記念協賛名義の使用許可

(2) 郡上市合併・市制施行 20 周年記念ロゴマークの使用許可

(3) 市ホームページによる広報宣伝協力

(4) その他、市長が特に必要と認めた内容

(申請手続)

第 4 条 協賛の申請は、後援（協賛・共催）許可申請書兼郡上市合併・市制施行 20 周年記念協賛イベント許可申請書（様式第 1 号）により、イベントの開催日の 30 日前までに市長に提出するものとし、申請期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までとする。

(協賛の諾否)

第 5 条 前条による申請があった場合は、市長はイベントの内容を審査し、協賛の諾否及び便宜供与内容について、後援（協賛・共催）許可書兼郡上市合併・市制施行 20 周年記念協賛イベント許可書（様式第 2 号）により申請者に通知する。

(イベント終了後の報告)

第 6 条 イベント実施後は、速やかに事業実施報告書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

(郡上市合併・市制施行 20 周年記念ロゴマークの使用基準)

第 7 条 郡上市合併・市制施行 20 周年記念ロゴマークの使用については、次に掲げるとおりとする。

(1) 原稿は必ず清刷りを使用し、コピー等複製の使用を禁ずる。

(2) 使用する物件は、使用前に完成見本を市長に提出すること。ただし、現物の提示が困難な場合は、写真等の提出に代えることができる。

(協賛の取消)

第 8 条 協賛の許可後において、申請内容に虚偽があることが判明した場合又は

イベント主催者若しくは関係者が許可基準に反する行為を行っている事実が判明した場合は、市長は当該許可を取り消すとともに、その旨をイベント主催者へ通知する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。